

# 議会運営委員会

日 時 令和 6 年 1 2 月 9 日 (月) 午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 追加議案について

- (1) 概 要 (別添)  
第 22 号議案 財産の取得について  
(暫時休憩 幹事会へ)

## 2 12月12日の議事等について

- (1) 議事日程  
第 1 一般質問  
第 2 第 1 号議案から第 21 号議案 (質疑、付託)  
第 3 第 22 号議案 (提案理由説明、質疑、付託)  
(2) 議事日程第 2 に係る質疑順序  

---

①                    ②                    ③

  
(3) 付託先 別紙付託表 (その 1)・(その 2) のとおり  
◎各データはサイドブックスに格納

## 3 陳情・要望について

- (1) 対外的情報省を設立し、食料危機に対応することを求める意見書の提出に関する陳情書  
<総務文教常任委員会>  
(2) 令和 7 年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い  
<総務文教常任委員会>  
(3) 令和 6 年度国民健康保険に関する要望書について  
<環境市民厚生常任委員会>

【裏面に続く】

(4) 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

<総務文教常任委員会>

#### 4 議員提案議案について

(1) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○提案日 12月20日（金）<最終日>

○討論、表決 12月20日（金）<最終日>

○発議者 (各会派の幹事長)  
○提案理由説明、質疑、付託（省略） } ※（ ）は過去の例

#### 5 その他

(1) 委員会（議案審査等）の日程

12月13日（金）10：00～ 総務文教常任委員会

16日（月）10：00～ 環境市民厚生常任委員会

17日（火）10：00～ 産業建設常任委員会

上記会議終了後 広報部会

18日（水）委員会予備日

(2) 意見書等提出期限 12月18日（水）10：00

(3) 討論通告期限 12月19日（木）16：00

(4) 次回の議会運営委員会等の日程

12月19日（木）13：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）

14：00～ 議会運営委員会・幹事会

(5) 議場改修について（予定）

工事期間：12月23日（月）から2月4日（火）まで（議場使用不可）

## 令和6年12月議会議案付託表（その1）

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常 任	1 6 7 9 10 11 12 13 14	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号） 亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について ガレリアかめおかに係る指定管理者の指定について 亀岡市薄田生涯学習センターに係る指定管理者の指定について 亀岡市大井生涯学習センターに係る指定管理者の指定について 亀岡市西別院生涯学習センターに係る指定管理者の指定について 亀岡市河原林生涯学習センターに係る指定管理者の指定について 亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
環境市民 厚生常任	1 2 5 8 15	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号） 令和6年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 令和6年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号） かめおか乳幼児教育センター条例の制定について ふれあいプラザに係る指定管理者の指定について
産業建設 常 任	1 3 4 16 17 18 19 20 21	令和6年度亀岡市一般会計補正予算（第4号） 令和6年度亀岡市水道事業会計補正予算（第2号） 令和6年度亀岡市下水道事業会計補正予算（第1号） 亀岡市土づくりセンターに係る指定管理者の指定について 亀岡市農業公園に係る指定管理者の指定について 亀岡市食肉センターに係る指定管理者の指定について 亀岡市都市公園（42箇所）に係る指定管理者の指定について 亀岡市保津川水辺公園に係る指定管理者の指定について 財産の無償譲渡について

## 令和6年12月議会議案付託表（その2）

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任	22	財産の取得について

## (案)

議第 号議案

別 紙

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和  
31年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合においては100分の  
170」を「12月に支給する場合においては100分の  
175」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の  
172.5」に、「100分の175」を「100分の  
172.5」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適  
用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行す  
る。

#### （期末手当の内払）

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等  
に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月1日からこの条  
例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例  
による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条  
例の規定による期末手当の内払とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表（第1条改正）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p> <p><u>附 則</u>  <u>(施行期日等)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。  <u>ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>

(期末手当の内扱)

2 この条例による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて、令和6年12月1日からこの条例の施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)新旧対照表（第2条改正）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対してそれぞれ基準日の属する月の別に定める日に期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月の場合 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満の場合 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満の場合 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満の場合 100分の30</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。</p>

139 14:42 完成

## 令和 6 年 12 月定例会 質問・質疑通告書

NO.

会派名:	一般質問・質疑	代表・個人	順位:
質問施策区分	質問項目	質問要旨(具体的な内容)	答弁者
一般会計補正予算(第4号) 消防費	歳出 9款 消防費 1項 消防費 5目 災害対策費 災害対策経費増	① 大型の土地取得案件が なぜ当初予算でなく 補正予算にはいるのか  1,504,575千円	市長 所管部長
		② 土地購入単価はどの ようにして決定されたのか。	
		③ 平時ににおける利用計画 は考えているのか。	

上記のとおり通告します。

令和 6 年 12 月 9 日

亀岡市議会議長

菱田 光紀 様

亀岡市議会議員

片山 輝夫